

日程第 11. 議案第 71 号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例

○議長 宮城清政君 日程第 11. 議案第 71 号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第 71 号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例 審査の経過 本案は、12 月 8 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託されたものであります。委員会では 12 月 9 日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容について報告いたします。委員から任期はいつからいつまでかと質問がありました。それに対し、任期は委嘱の日から基本構想・基本計画が諮問されるまでということでありました。また委員より、観光発信施設の予定地はすでに決まっているのかという質問がありました。これに対し、津嘉山北土地区画整理地区内の保留地を候補として挙げているが、決定したということではなく、委員会のなかでどの場所が適切かを検討しながら決定したいとの回答がありました。場所の決定と併せて施設運営のあり方も検討しながら委員会を進めて欲しいという意見がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、12 月 9 日に採決を行い審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから議案第 71 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 71 号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。